



埼玉県報

第 620 号
令和 7 年(2025 年)
5 月 27 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（刑事総務課）

告示

- 税務システムネットワーク系統変更に伴う県庁 LAN 改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 芳沼用水土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 超微量分析装置の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道川越越生線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越越生線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道中井松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道中井松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

規 則

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和六年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「。以下この条において同じ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ニ(7)中「(6)」を「(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(7)を(9)とし、同号ニ(6)中「(7)」を「(9)」に、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号。ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。）第六条各号」を「バリアフリー条例第六条第二項各号」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、同号ニ(4)中「(4)」を「(6)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(4)を(6)とし、同号ニ(3)中「(1)」を「(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「(2)」を「(4)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(3)を(5)とし、同号ニ(2)中「(1)の」を「(2)又は(3)の」に、「(1)に」を「(2)に」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ(2)(一)中「便房が設けられている」を削り、同号ニ(2)(二)中「(1)(一)」を「(2)(一)」に改め、同号ニ(2)(三)中「(1)(七)」を「(2)(七)」に改め、同号ニ中(2)を(4)とし、同号ニ(1)(一)から(七)まで以外の部分を次のように改める。

床面積の合計が千平方メートル以上の建築物（共同住宅又は寄宿舎を除く。）に(1)の規定による便所を設ける階においては、令第十四条第二項の規定の例により、当該便所のうち一以上に、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便房を設けるほか、当該便房のうち一以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できるものとする。この場合において、同項中「車椅子使用者用便房」とあるのは「(2)に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ニ(1)(一)中「出入口」を「便房及びその便房のある便所の出入口」に改め、同号ニ(1)(二)中「出入口」を「(一)の出入口」に改め、同号ニ(1)(三)中「自動的に開閉」を「便房及びその便房のある便所に自動的に開閉」に改め、同号ニ(1)(四)中「出入口」を「(一)の出入口」に改め、同号ニ(1)(五)中「内部」を「便房及びその便房のある便所の内部」に改め、同号ニ(1)(六)中「床面」を「便房及びその便房のある便所の床面」に改め、同号ニ(1)(七)中「次に」を「便房又はその便房のある便所に、次

に」に改め、同号二中(1)を(2)とし、同号二(2)の次に次のように加える。

- (3) 床面積の合計が五百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物（共同住宅又は寄宿舎を除く。）又は床面積の合計が五百平方メートル未満の専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物であつて、(1)の規定による便所を設ける階を有するものにおいては、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。(8)、ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。)第六条第一項の規定の例により、(2)に定める基準に適合する便房を一以上設けること。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と、「車椅子使用者用便房」とあるのは「(2)に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。

別表第一第一号二に(1)として次のように加える。

- (1) 利用者の用に供する便所は、令第十四条第一項の規定の例により、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ホ(2)中「ニ(1)一」を「ニ(2)一」に改め、同号へ中「第十六条各号」を「第十七条各号」に改め、同号ト(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

駐車場等（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）

利用者の用に供する駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。第四号ト(1)において同じ。）を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この表及び別表第二において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けるほか、次に定める基準に適合するものとする。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ト中(1)を削り、同号ト(2)中「令第十七条第二項第一号の規定によるほか」を削り、同号ト中(2)を(1)とし、同号ト(3)中「第十八条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同号ト中(3)を(2)とし、同号チ(1)二及び(2)二中「ニ(1)又は(2)」を「ニ(2)又は(4)」に、「便所」を「便房」に改め、同号チ(5)中「第

十八条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同号チ(5)(一)中「第十八条第二項第二号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同号チ(5)(二)中「第十八条第二項第三号イ」を「第十九条第二項第三号イ」に改め、同号チ(5)(三)中「第十八条第二項第四号イ」を「第十九条第二項第四号イ」に改め、同号チ(5)(四)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に、「ニ(1)若しくは(2)」を「ニ(2)若しくは(4)」に、「便所」を「便房」に、「第十八条第二項第五号ハ」を「第十九条第二項第五号ハ」に、「第十八条第二項第五号ホ」を「第十九条第二項第五号ロ」に改め、同号チ(5)(五)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に、「ニ(1)又は(2)」を「ニ(2)又は(4)」に、「便所」を「便房」に、「ニ(1)若しくは(2)」を「ニ(2)若しくは(4)」に改め、同号チ(5)(六)中「第十八条第二項第六号」を「第十九条第二項第六号」に改め、同号チ(5)(七)中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第二項第七号イ」を「第十九条第二項第七号イ」に改め、同号又(1)中「便所」を「便房」に改め、同号又(3)中「便所」を「便房」に、「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同号ル(1)ただし書中「第二十一条第一項ただし書」を「第二十二条第一項ただし書」に改め、同号ル(2)中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号ワ中「ニ(1)(三)」を「ニ(2)(三)」に改め、同号カ中「区分」を「区別」に改め、同号カ(1)中「第十五条第二項第二号ロ」を「第十六条第二項第二号ロ」に、「ニ(1)(三)」を「ニ(2)(三)」に改め、同号ヨ(1)を次のように改める。

- (1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物で客席に設ける座席が床に固定されている場合は、令第十五条の規定による車椅子使用者用部分が設けられていること。

別表第一第一号ヨ(4)中「客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数以上の客席に」を「(4)の規定により客席に設ける座席の総数の区分に応じ算定した数以上」に改め、同号ヨ中(4)を(5)とし、同号ヨ(3)を次のように改める。

- (3) 客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む。）の総数が次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める数以上の(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を設けるよう努めること。
 - (一) 当該客席に設ける座席の総数が百以下の場合にあつては二
 - (二) 当該客席に設ける座席の総数が百一以上二百以下の場合にあつては当

該座席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- (三) 当該客席に設ける座席の総数が二百一以上の場合にあつては当該座席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

別表第一第一号ヨ中(3)を(4)とし、同号ヨ(2)中「客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める基準に適合する客席」を「出入口から(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分」に改め、同号ヨ(2)中「第十八条第二項第四号イ」を「第十九条第二項第四号イ」に改め、同号ヨ中(2)を(3)とし、同号ヨ(1)の次に次のように加える。

- (2) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物又は客席に設ける座席が床に固定されていない場合は、令第十五条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する車椅子使用者用部分が一以上設けられていること。

別表第一第一号ソ(1)四中「ニ(1)」を「ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「ニ(2)」を「ニ(4)」に改め、同表第二号ハ(1)中「前号ニ(2)」を「前号ニ(4)」に改め、同号ハ(2)中「前号ニ(2)一」を「前号ニ(4)一」に改め、同表第三号チ(1)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に改め、同号又(1)中「区分」を「区別」に改め、同号又(2)中「第一号ニ(1)」を「第一号ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「当該便所」を「当該便房」に改め、同号又(3)中「適合する便所」を「適合する便房」に、「第一号ニ(2)」を「第一号ニ(4)」に、「区分」を「区別」に、「同号ニ(2)一」を「同号ニ(4)一」に、「利用可能な便所」を「利用可能な便房」に改め、同号又(4)中「第一号ニ(5)」を「第一号ニ(7)」に改め、同号又(5)中「第一号ニ(6)」を「第一号ニ(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号又(6)中「区分」を「区別」に改め、同表第四号ホ(1)中「第一号ニ(1)」を「第一号ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「当該便所」を「当該便房」に改め、同号ホ(2)中「第一号ニ(2)」を「第一号ニ(4)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「区分」を「区別」に、「同号ニ(2)一」を「同号ニ(4)一」に、「利用可能な便所」を「利用可能な便房」に改め、同号ホ(3)中「第一号ニ(5)」を「第一号ニ(7)」に改め、同号ホ(4)中「第一号ニ(6)」を「第一号ニ(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ホ(5)中「区分」を「区別」に改め、同号ト(1)を次のように改める。

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子使用者用駐車施設を設けること。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み

替えるものとする。

別表第二建築物の項第二号中「駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅」を「駐車場の位置及び数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）、車椅子使用者用駐車施設の数、位置及び幅、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第十八条ただし書に規定する国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項」に改め、同項第三号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(4)及び(6)から(8)まで」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改め、「客室の位置並びに出入口の位置及び幅」の下に「客席に設ける座席の名称、位置及び数」を加え、「車椅子使用者用部分の位置」を「車椅子使用者用部分の位置、数」に改め、「車椅子使用者用の客席まで」を「車椅子使用者用部分まで」に改め、同項第五号ロ中「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(4)及び(6)から(8)まで」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改め、同表公共交通機関の施設の項第三号及び第五号ロ中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改め、同表公園の項第二号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に、「駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅」を「駐車場の位置及び数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）、車椅子使用者用駐車施設の数、位置及び幅、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第十八条ただし書に規定する国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項」に改め、同表公園の項第四号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の届出について適用し、同日前の届出については、なお従前の例による。

規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第九及び様式第十四中「3 禁錮以上の刑に処せられた者」を「3 拘禁刑以上の刑に処せられた者*」に、 「6 日本国憲法施行の日

た者」や「3 拘禁刑以上の刑に処せられた者*」とい
「6 日本国憲法施行の日
力で破壊することを主
「6 日本国憲法施
ことを主張する
や * 刑法等の一部
68号)第443条
を含む。

行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第１項の規定により無期拘禁刑又は有期拘禁刑に処せられた者とみなされる者

改める。

附則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 27 日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第 8 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 の 3 中「禁錮」を「拘禁刑又は禁錮」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 五 月 二 十 七 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務システムネットワーク系統変更に伴う県庁LAN改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月11日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ
ワー

5 契約金額

40,458,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百一号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和七年八月一日から同月三十日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画視聴のページについては、別途埼玉県生活衛生課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/6hou/jourei-kaisei.html>）に掲載する。

ロ 会場配信での実施

（一） 令和七年十月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第二庁舎

（二） 令和七年十月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第二庁舎

告
示

埼玉県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、芳沼用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一	就任	職名	氏名	住所
	理事	中村清	埼玉県深谷市本田二千四百八十番地	
	同	小島靖夫	同 九百八十五番地二	
	同	芝茂子郎	同 二千二百三十五番地一	
	同	中島忠	同 二千二十二番地三	
	同	中村泰典	同 千九百四十五番地	
	同	小林徳秋	同 四千九十二番地	
	同	菅野正三	同 七百八十四番地	
	同	富田邦利	同 千七百七十六番地	
	同	飛田俊雄	同 四千百八十七番地一	
	同	浅見英之	同 四千三百六十番地	
	同	吉田致良	同 六千五十二番地七	
	同	中島一男	同 四千九百五十九番地	
	監事	富田天津子	同 四千二十八番地	
	同	鈴木繁	同 五百七十七番地	
	同	飯野悦子	同 畠山五百九十四番地	
二	退任			
	職名	氏名	住所	
	理事	持田一年	埼玉県深谷市本田二千六百二十八番地	
	同	小嶋達夫	同 千八番地	
	同	高荷信夫	同 二千二百九十三番地	
	同	関口修	同 千九百八十七番地	
	同	中村泰典	同 千九百四十五番地	
	同	小林一	同 四千九十八番地	
	同	菅野辰雄	同 七百八十四番地	
	同	相原信夫	同 五百七十三番地	

理事	河野和功	埼玉県深谷市本田四百五十九番地
同	小久保義雄	同 同 同 四千百九十六番地
同	小林一八	同 同 同 五千百六十一番地
同	中島清	同 同 同 四千九百六十一番地
監事	中村昌夫	同 同 同 二千四百七十番地
同	本田孝夫	同 同 同 二千二百七十七番地一
同	松崎直治	同 同 同 千七百七十四番地

告 示

埼玉県告示第四百四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

商 号 又 は 名 称	氏 名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社大盛土地建物	萩 原 孝 之	埼玉県熊谷市上之二千百五十六番地五

告 示

埼玉県告示第四百五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 飯塚 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 7 月14日（月）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (イ) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 7 月11日（金）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 7 月14日（月）午前10時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和 7 年 7 月14日（月）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月20日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。

また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年6月20日（金）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までに埼玉県入札審査課に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Lease of Terminal device for accessing police network etc.

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 10:50 a.m. on July 14, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on July 11, 2025

[In person] by 10:50 a.m. on July 14, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone: 048-832-0110 (Ext. 2245)

告 示

埼玉県告示第四百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

超微量分析装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和15年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部科学捜査研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目197番地7 埼玉県警察
本部刑事部科学捜査研究所毒性物質科 大塚 電話048-650-0110 内線5641

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月30日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月29日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月30日（水）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年7月30日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年7月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年7月3日（木）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 6 月 5 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of ultra-micro analyzer

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on July 30, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on July 29, 2025

[In person] by 9:50 a.m. on July 30, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市の場北一丁目二番一 地 先から同市の場北一丁目二番三 地 先まで		区 間
一四・〇〇ゝ 一六・〇〇一	一四・〇〇ゝ 一四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇・七五		延長 (メートル)
平成二十六年三月 十四日付け埼玉県 川越県土整備事務 所長告示第三号の 道路予定区域の一 部変更である。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

川越越生線	路 線 名
川越市の場北一丁目三番一六地先から同市大字的場字鷹休台二二四二番五地先まで	供用開始の区間
令和七年五月二十七日	供用開始の期日
平成二十六年三月十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一二・九〇メートル	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 越谷野田線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五三番一 地先から 同郡同町大字田島字中東四五四番一 地先まで		区 間
二五・二〇〇 二七・二〇	二五・二〇〇 五二・三七	敷地の幅員 (メートル)
三二六・九〇		延長 (メートル)
令和六年三月一 九日付け埼玉県 越谷県土整備事 務所長告示第三 号で告示した道 路予定区域の変 更である。		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

越谷野田線	路線名
北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五一番一地从先から 同郡同町大字田島字中東四五四番一地先まで	供用開始の区間
令和七年六月一日 十五時〇〇分	供用開始の期日
令和六年三月一九日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第三 号及び令和七年五月二十七日付 け埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第七号で告示した道路予定 区域の一部供用開始である。 延長三九四・〇メートル	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 中井松伏線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町田島南一番一地从先から 同郡同町田島南一番一地从先まで		区 間
一〇・七五 一〇・七五 一四・二五	一〇・七五 一〇・七五 一四・二五	敷地の幅員 (メートル)
一〇・七〇		延長 (メートル)
令和二年八月十 四日付け埼玉県 越谷県土整備事 務所長告示第十 一号で告示した 道路予定区域の 変更である。		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

路線名	中井松伏線
供用開始の区間	北葛飾郡松伏町田島南一番一地先から 同郡同町田島南一番一地先まで
供用開始の期日	令和七年六月一日 十五時〇〇分
備 考	令和二年八月一四日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第十 一号及び令和七年五月二十七日 付け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第九号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長九五・〇〇メートル